

## お知らせ



## サロン「ほっとスペース」 気軽にのんびりと

桂川町社会福祉協議会 ☎05・2271

桂川町社会福祉協議会では、気軽に立ち寄れるサロン「ほっとスペース」を開設しています。友達とおしゃべりに来るのもよし。編み物や洋裁や将棋、囲碁をしてもよし。自由にお部屋を利用ください。

不定期にスマホ教室や包丁研ぎなどのイベントも開催しています。

【時間】9時～13時

【場所】いきいきセンター「桂寿苑」

【参加費】無料

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため食事はできません。また、利用にあたってはマスク着用、手指消毒にご協力ください。

## サロン「ほっとスペース」開設日

月	日
令和3年5月	7・11・13・18・20・24・25日
6月	3・10・11・18・24・28日
7月	2・6・13・16・26・29日
8月	3・12・20・23・26・30日
9月	3・7・10・14・24・29・30日

※5月13日はスマホ教室、6月3日は包丁研ぎ、28日は七夕づくり、8月3日は包丁研ぎを実施します。8月は手話体験会を実施します。日程は決まり次第お知らせいたします。

※10月以降の日程は9月号でお知らせします。

## 児童手当



## 児童手当の現況届 児童手当の継続受給には 現況届の提出が必要です

町住民課 住民年金係 ☎05・3301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

【手当の支給月】

○6月(2～5月分)

○10月(6～9月分)

○2月(10～1月分)

## 手当の支給額 (児童一人当たりの月額)

対象	支給額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※受給者の前年分(1～5月分は前々年分)の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童1人につき月額5,000円です。

※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。

## 学童



## 桂川町学童保育所 夏休みのみの利用児募集

町桂川町社会福祉協議会 ☎05・2271

学童保育所は、保護者が就業や疾病などのために保育を必要とする家庭の児童に対し、安全の確保や健全育成を図るための施設です。夏休みのみの利用を希望する方は、申込をお願いします。

【保育日時】7月21日～8月31日の間の月～土曜日 8時～18時30分(日曜日、祝日は除く)

【場所・定員】

○桂川学童保育所(若干名)

○桂川東学童保育所(若干名)

【対象】町内小学校に在籍する小学1～6年生

【費用】

利用料：6000円(2人目以降3750円)

傷害保険料一部負担：800円/人

※保護者会費やおやつ代などは別途かかります

【申込期間】6月1日(火)～18日(金)

【申込用紙】各学童保育所、社会福祉協議会、住民課、子育て支援課で5月14日(金)から配布

【提出書類】①入所申込書 ②勤務・就労証明書

③健康管理カード ④同意書 ⑤利用料の自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行指定)

【申込先】

○各学童保育所

○桂川町社会福祉協議会(いきいきセンター「桂寿苑」内)